日高村告示第33号

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

日高村長　　戸梶眞幸

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たに営業許可を取得するために必要な経費について、日高村補助金交付規則（平成１２年日高村規則第１６号）第２０条の規定に基づき、日高村農産物加工継続等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　食品衛生法の改正に伴い、漬物製造など農産物等の加工・販売に取り組もうとする者が、新たに営業許可を取得するために必要な機械購入及び施設整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率等）

第３条　前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、事業内容、補助対象経費、限度額及び補助率は、別表１に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付申請書（様式第１号）及び事業計画書（様式第２号）に必要な書類を添え、村長に提出するものとする。

（補助条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　この補助金に係る交付要綱等に従わなければならないこと。

（２）　この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して３年間整備保管すること。

（３）　当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、効率的な運用を図らなければならない。

２　村は、補助事業者が、この補助金を他の用途に使用した場合、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容又は前項の補助条件若しくは村の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

（交付決定）

第６条　村長は、第４条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額、又は２０パーセントを超える減額が生じた場合は、日高村農産物加工継続等支援事業計画変更承認申請書（様式第４号）及び事業変更計画書（様式第２号）を速やかに村長に提出し、村長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは日高村農産物加工継続等支援事業補助金変更決定通知書（様式第　３号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、日高村農産物加工継続等支援事業中止・廃止承認申請書（様式第４号）を速やかに村長に提出し、村長の承認を受けなければならない。

２　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告及び請求）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、日高村農産物加工継続等支援事業補助金実績報告書（様式第５号）及び事業実績書（様式第２号）を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

２　補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付請求書（様式第６号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１０条　第５条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、村長は期限を定めて、交付した補助金の全額を返還するよう命ずるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱で定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 日高村農産物加工継続等支援事業補助金 |
| 補助事業者 | １．村内に加工施設を設置し、新たに営業許可を取得し販売を目的とした農産物加工品等を製造し、かつ、村税等の納税義務を果たしている者（団体、グループ等は代表者を決めること）。２．日高村の事務及び事業における暴力団の排除条例（平成２３年日高村条例第9号）に定める暴力団員等に該当しないこと。かつ、将来にわたっても該当しないこと。 |
| 補助対象要件 | 補助事業者の要件は次の要件を満たす者であること１．食品衛生法、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）に定める基準を満たすための事業であること。２．日高村産の農産物等を原材料とし、村内においても販売することが見込まれる事業であること。３整備、改修の年度及び翌年から３年間の農産物加工品等の製造販売が維持されること。４．当該事業に対し、他の機関（国・県等）から補助を受けていないもの。 |
| 補助対象経費 | １．農産物加工施設の新設費又は改修費、給排水設備費。２．加工品製造に必要な機械器具購入費。３．その他村長が認めるもの。※食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得及び届出に係る事務経費は対象外。 |
| 補助率 | 補助対象経費の３分の２以内（算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）で上限５０万円とする。 |

様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

日高村長　　戸梶眞幸　様

住　　　所

補助事業者

生年月日

電話番号

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり日高村農産物加工継続等支援事業を実施したいので、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、提出書類に記載した事項については事実と相違なく、下記の誓約同意事項に誓約・同意します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円

　誓約同意事項

１　申請書及び関係書類等の内容に虚偽や不正等がないこと。

２　事業完了後、農産物加工品等の製造販売が3年以上維持されること。

３　不正受給が判明した場合には、補助金の返還に応じること。

４　日高村暴力団排除条例（平成23年日高村条例第9号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。

様式第２号（第４条、第７条、第９条関係）

事業　（　計画　・変更計画　・　実績　）　書

１．補助事業者

２．事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目的 |  |
| 施設概要 |  |

３．事業期間 着手年月日　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

完了年月日　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４．添付書類

【事業計画書に必要な添付書類】

（１）工事費積算書・見積書等（２）事業計画図（設計図）

（３）機械器具見積書・仕様書(パンフレット可)（４）納税証明書

　　【事業変更計画書に必要な添付書類】

（１）工事費積算書・見積書等（２）事業計画変更図（変更する設計図等

（３）変更する機械器具見積書・仕様書(パンフレット可)

【実績報告に必要な添付書類】

1. 工事写真（２）購入した機械用具等の写真（３）営業許可書等の写し

５．収支　（　予算　・　実績　）

収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（円） | 実績額（円） | 増減額（円） | 備考 |
| 補助金 |  |  |  |  |
| 自己負担金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

支出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（円） | 実績額（円） | 増減額（円） | 備考 |
| 工事費 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

※変更計画書は、変更前と変更後を比較できるように、変更前を上段、変更後を下段の２段書きにすること。

様式第３号（第６条、第７条関係）

日高産環第　　　　号

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付決定通知書

住所

補助事業者

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　年度日高村農産物加工継続等支援事業補助金については、下記の条件を付して金　　　　　　　　円を交付することに決定しましたので通知します。

　　　　年　　月　　日

日高村長

記

１　補助金交付（変更）の対象となる事業は、　　　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　補助事業者は、村の補助金交付規則及び補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第４号（第７条、第８条関係）

年　　　月　　　日

日高村長　戸梶眞幸　様

住　　　所

補助事業者

日高村農産物加工継続等支援事業計画変更（中止・廃止)承認申請書

　　　年　月　日付け　日高産環　第　　　号で交付決定通知がありました上記補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止)したいので、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱第７条（第８条）の規定により、その承認を申請します。

記

１．補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前補助金額 | 円 |
| 変更後補助金額 | 円 |

２．変更（中止・廃止）の理由

３．変更（中止）の期間　（廃止の時期）

様式第３号（第６条、第７条関係）

日高産環第　　　　号

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付変更決定通知書

住所

補助事業者

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　年度日高村農産物加工継続等支援事業補助金については、下記の条件を付して金　　　　　　　　円を変更することに決定しましたので通知します。

　　　　年　　月　　日

日高村長

記

１　補助金（変更）の対象となる事業は、　　　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　補助事業者は、村の補助金交付規則及び補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第４号（第７条、第８条関係）

年　　　月　　　日

日高村長　戸梶眞幸　様

住　　　所

補助事業者

日高村農産物加工継続等支援事業計画変更（中止・廃止)承認申請書

　　　年　月　日付け　日高産環　第　　　号で交付決定通知がありました上記補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止)したいので、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱第７条（第８条）の規定により、その承認を申請します。

記

１．補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前補助金額 | 円 |
| 変更後補助金額 | 円 |

２．変更（中止・廃止）の理由

３．変更（中止）の期間　（廃止の時期）

様式第３号（第６条、第７条関係）

日高産環第　　　　号

日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付(変更)決定通知書

住所

補助事業者

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　年度日高村農産物加工継続等支援事業補助金については、下記の条件を付して金　　　　　　　　円を交付（変更）することに決定しましたので通知します。

　　　　年　　月　　日

日高村長

記

１　補助金交付（変更）の対象となる事業は、　　　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　補助事業者は、村の補助金交付規則及び補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第５号（第９条関係）

年　　　月　　　日

日高村長　戸梶眞幸　様

住　　　所

補助事業者

日高村農産物加工継続等支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　日高産環第　　　号をもって交付決定（変更決定）通知がありましたこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、日高村農産物加工継続等支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業の成果

２　事業完了年月日

様式第６号（第９条関係）

年　　　月　　　日

日高村長　　戸梶眞幸　様

住　　　所

補助事業者　　　　　　　　　印

日高村農産物加工継続等支援事業補助金請求書

　　　　　　年　　　　月　　　　日付け、　日高産環　第　　号で交付額確定通知のあった日高村農産物加工継続等支援事業補助金　　　　　　　　　　　円を請求します。

【振込先】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名（ゆうちょ銀行を除く） | 本支店名 | 分類 | 口座番号（右詰めでお書きください） | （フリガナ）口座名義 |
| 銀行農協信用金庫 | 本・支店本・支所出張所 | 普通当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号（６桁目がある場合は、※欄にご記入ください。） |  | 通帳記号（右詰めでお書きください） | （フリガナ）口座名義 |
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳見開きの左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください |  |  |  |  |  | ※ | **－** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【添付書類】

振込先口座の通帳の写し（上記記載内容の確認できるもの）